

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成29年12月14日(木) 午後14時00分から17時00分				
開催場所	東村山市役所本庁舎5階501会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・蜂屋健次委員・石橋光明委員・渡辺みのる委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・久野稔晃委員・金田一弘明委員・長谷川大地委員</p> <p>(市事務局) 渡部尚市長・粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・有山みどり公園課長・朝岡みどり公園係長・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者： なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 現地視察「せせらぎの郷多摩湖緑地」</p> <p>4 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 事例研究「緑地(雑木林)の植生管理について」</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 朝岡、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
1 開会	<p>平成29年度第2回の緑化審議会を開催させて頂きたいと思います。</p> <p>前回、今年度の緑化審議会におきましては、市が管理する緑の植生管理が、個人が所有する緑の管理の参考となり、市内全体の緑の資的向上に繋がるよう、「緑地」主に「雑木</p>				

林」の植生管理の事例研究を行って頂きたい旨のご説明させていただき、清瀬市の特別保全地域の萌芽更新を進めている緑地を視察していただきました。

本日は、せせらぎの郷多摩湖緑地をご覧頂き、今年度の伐採作業を行うにあたって、樹木調査の結果で樹木の健康度が悪いと判定されたものの内、9本に目印を付けてございますので、会長にご解説頂きながら5本程度を選定いただきたくよろしくお願い致します。

この後すぐ現地視察の方に行って頂く形になるのですが、第1回にお仕事の都合で欠席されました「長谷川委員」が今日ご出席ですので、まず初めに委嘱状の交付からさせて頂けたらと思います。

3 現地視察「せせらぎの郷多摩湖緑地」

4 議事

○会長

それでは議事を始めたいと思いますが、今日観察されて、感想なり疑問点などから入っていきたいと思います。

○委員

私の地元であり、地元の方の声も良く入ってくる場所です。

行政の方も地元の方の声を拾って頂いて、現状を基本にそのまま残すと言うのがベースになっている場所であります。とはいえ、雑木林をそのまま放置してしまうと、荒れ果てたり、危険な事も出てくると思うので、会長がおっしゃっていた通り、私は当面は危険だと思われる場所の木の剪定等をどうするのかという事を考え、その後の希望としては出来る限りいじらずにあの場所を後世に残せればという思いであります。

小さい頃よくあそこで遊んだとか色んな事を聞きます。あの場所は東村山の誇りでもありますし、どう活かすという所ですが、そのまま残すのが一番活かされる場所なのかなという思いで今日も見ました。それには、お金の問題ですとか、色んな方の協力も必要になってくると思いますし、子どもも学校に通ったり、散歩等で通ってる人もいますので、そういった方々が安全で安心して通れる場所になって頂きたいなという思いです。

○会長

ありがとうございます。もうひと方お住まいの方がいらっしゃいましたね。

○事務局

極力ああいう形で残せればということが率直な所です。

入りたい時に入れるという今の形が好きです。ただ現場に行くと「これが危険なんだ」とか「これは外来種なんだ」とか、今日改めて皆さんの知恵を聞いておりましたが、個人的には現状の形が好きです。

○会長

ありがとうございます。地元の方からはそういう様な意見があるんですね。納得する意見ですね。急激に変えるという事はやらない方がよいと思います。他に何か意見やご質問ありませんか。

○委員

あの場所をどう生かすかという事をこの審議会で考えていかなければならないと思うんですが、しっかりとしたコンセプトを持って進めていかないといけないと思います。

私も浅学なものですから多摩湖緑地と類似してる所で、よい管理をしてる緑地の参考事例等があれば、勉強していきたいなと思いました。

また、当然の事ながら、色んな方に見て頂きたいというのはあるんですが、人が大勢入ることによって荒れる心配がないのかどうか。その辺もよく検討してやっていかなければならないんじゃないかなと思いました。管理するという事は、当然お金が必要になってきますので、冒頭、事務局から利便的に整備する必要があるというお話もありましたので、行政の方で「みどりの管理基金」を創設して頂きましたので、そういったものも活用しながら管理していくことが必要だということが率直な意見です。

○会長

はい。ありがとうございます。他にありませんか。

○委員

あそこをどう残すのか。残す事は当然として、例えば一例ですが、外来種の説明がいくつかありましたが、外来種というのが実際にもう自生してしまってるものを駆除する事自体がほぼ不可能ですし、それをもし無理して行えば結果的に自然破壊になると思うんです。共存していくということが現時点では仕方ない。過去に戻そうというのが大きな間違いであって、今の状態をどう維持するか。また、これから先同じような間違いが起きないようにするには、人を入れない方がいいのか。入れなければ、また鳥が運んできた外来種が増える一方になってしまうと思いますし、色んな事が予想の域を超え分からない事だらけで、どういう形で残すのかという所を絞って考えても、ものすごく学ばなくてはいけない事だと思います。聞かなくてはいけない事、調べなくてはいけない事、今の状態を維持することは、今の植生を理解するだけでプロの方でも何年もかかる様な広さなのかもしれないし、それを我々がどうやって理解したらいいのというものもあると思います。

会長もおっしゃられていた危険木の伐採、枝落とし、特に枝落としに関しては、手を入れてない分すごく危ない枝がいっぱい見受けられましたから、まずはそれを進めながら植生を理解していくという事が最初なのかなと思います。

以前視察した時は、暑い時期に通ったと思うんですけど、暑い時期と寒い時期では印象が違うというのも、少しびっくりいたしました。そんな事も地元の人には知ってるかもしれませんが、それを維持していこうと言い出している我々が、あまりにも知らな過ぎるのかなと少し反省しました。

○会長

ありがとうございます。他にいかがですか。

○委員

市があそこを公有地化し、なんとか本来の谷戸に帰すような事を時間をかけてやる必要があるかなと思います。多分オオサンショウウオなんかは、まだいるんですか。今はいないんですか。

○委員

以前はいました。

○委員

畑があって、あの様なロケーションは他に無いですよ。これはうちにとっても宝だったんでしょう。そういう意味で、緑地管理基金を1億円積んで頂いてるようですから、そういう所にお金をかけて十分管理する。元に戻すという事がやっぱり、テーマとして考えればいいのかと思います。

○委員

前回は行った時と季節が違うので印象も違ったのですが、それでも随分手が入られているなという印象を受けました。全然手が入らないという所は、もう歩いても行けない所なので、今回はちゃんと歩いては入れましたし、下草もある程度刈ってあったし、道沿いの所の笹も刈ってありましたので、ボランティアさんなのか、十分とはもちろん言えないですけども、手が入ってるんだなという印象を受けました。どう使っていくか、どう残していくかをこれから決めていくのはとても大事な事なんですけど、これは多分決めるのにはある程度の期間がかかってくる。方針が決まらない間の管理と言うのも、ボランティアさん任せではなく行政も関わって、その期間もきちんとある程度の維持管理できる方法を考えていけたらなと思いました。

○会長

ありがとうございます。そうですね、人が通る危険個所をまずなくさなければいけな

い。これはボランティアの仕事では到底出来ないので、市が積極的に対応してくという事ですね。

○委員

ああいう場所がある事を今回初めて知りました。すごく良い場所だと思いました。観察路とかがありましたが、見にくくなっているのももう少し見やすくなっていると、そういうのを目的で来る人も増えるのかなという気はしました。あと看板はあったんですけど、オオサンショウウオとか蛍が戻ってきてくれるとまた魅力も増すのかなという印象を持ちました。

○会長

今後考えていかなければいけないですね。

○委員

長い時間をかけて誰かしらの手入れをし続けたからこそ、今日見れる状態にあると思います。ですので、今まであそこの場所に携わってきてきた人達が、数人おられるわけですよ。そういう人達の今までのコンセプトと、私達がやろうとしているコンセプトが同一線上にあるのか、あるいは違った方向にあるのかという事をしっかりとすり合せしてからでないと難しいんじゃないかなという気はいたします。元々あそこの管理の原点というのは、土地開発が進んできてこの街の中で、昔の農業なり谷戸の風景が唯一残された場所という事で、「原風景を将来に繋いでいこう」という人達の考え方がまとまって、現在のボランティアの方達の作業に結びついてるんじゃないかと思うんですね。ですから、その気持ちを100%汲み取った上で、今度は行政側としてどういう風に関わっていくかという考え方にしていかないと、一方的に行政だけでこういう風にしたいというのは、難しいかなという気がします。

○会長

そうですね。やはり今まで、市との関係の中でボランティアさん達が活動してくれていた。どういうコンセプトでやって来たのか、どういう風にしたいのかの意見の聴取が必要ですね。ありがとうございました。

○委員

前回清瀬の緑地を視察し、今回、多摩湖緑地に初めて行ったのですが、何十年経ってるか分からない木が結構あり、ここからここまでというスパンで区切った再生という手もあるんじゃないかと思います。再生するには2～3年はかかると思いますが、ある程度代替わりさせないとダメなんじゃないかなと思います。

○会長

大切な事ですね。全体を全部切ってからの話ではないので、場所を決めながらという事ですね。ありがとうございます。

○委員

傾斜がすごいと感じました。竹林公園というのが東久留米市にあるんですが、そこを思い浮かべました。こちらは森林なんですが湧水もあり、なかなか無い場所ですよ。ですから大事にしたいなと正直思いました。あと落ち葉の管理というのは、あれは全部落ちきってから掃除とかするんでしょうか。

○事務局

ボランティアの方が落ち葉かきをしておりますが、まだ全部は掃ききってないですね。

○委員

滑りやすく散歩するにはあの辺ちょっと危険なのかな。坂なのであまりお年寄りの方は来ないのかなとか思いました。

○会長

確かに階段の所はそうかもしれませんね。

落ち葉を溜める場所も作ってますね。

○事務局

今日皆さんに見て頂いた広場的になっていた部分の一角に、ボランティアの方が落ち葉を貯めています。

ボランティアの方達には、市との協定で活動して頂いております。上の池のすぐそばのいわゆる農の風景として、畑の部分を作って頂いているという所と、簡単な下枝を取って頂いたり、落ち葉かきをして頂いたりという所です。軽作業の所はボランティアさんにやって頂いて、基本的に大がかりな伐採作業や剪定作業の方は、市の方でやっているという形です。

○会長

今お話あったように、落ち葉で滑るので、階段の所だけでも、落ち葉をかくといいかもしれませんね。

○委員

皆さんが言ってくださいましたが、私も日本の原風景として時代が戻るような感じがするくらい、色んなものが残っているなという風に思いました。子ども達が通ったり、色んな人が生活道路として使っているんだとすると、私達が入る事で色んな物が入っちゃいますよね。鳥だけじゃなくて、靴の後ろに色んなものが付いていて、私達が運んでいる場合もあるのかなと思ったりもしました。

本当に雑木林をどういう風に残していくかというのは、先ほど他の委員さんが言ってくださったんですが、毎日あそこを見て、あそこで生活している人達の思いがあるとおもいますので、見る景色がそんなに変わってしまっはいけないと思います。市民協働で管理されているので、あそこまでなっているんだらうと思います。あとは、ゲンジ螢とかトウキョウサンショウウオとか希少生物がまた復活できるといいなとも思いました。

○会長

なかなか難しい部分もありそうですけどね。でも似た環境を作っておくという事は大切ですね。

○委員

私も皆さんと同じで、地元の方と私達と同じ方向を向いて残していくっていう事を考えていかないと、それこそ今後もボランティアさんにやって頂く部分も、必ず出てくると思うんです。そういったご協力も得られなくなってしまうと思いますので、出来れば落ち葉かき等は、他の所でやっている川清掃みたいに実施してみるとか、キャンペーン等も実施し、「こういうものが東村山にも残ってる」から市民の皆さんも一緒に残す為に手伝ってくださいっていう働きかけも必要になってくるのかなという風に感じています。

どう管理するかというより、どう残すかというのがまずあり、どう管理するかというのを決めていかないといけないと思います。

この緑地を残すというのはもちろん大前提なんですけど、周りの景観という所もここで出来る話かどうか分からないですが考えていきたいなという気持ちがあります。既に住宅が建っている所を壊せっていう事は言えないですが、住宅がない所にそのまま畑や林にしておいたり、ここから見える風景もそんなに大きく変わらないように出来るとより良い所になるのかなという印象を持ちました。

○会長

そうですね、やっぱり周辺の環境にも目を向けるというのも大切ですね。

○委員

近隣の住民に共感を得られる事が一番必要かなと思います。古い記憶を共感できる場所を残すには、なるべく当時に近い状態で保全していく事が重要であり、その為に必要なテクニカルな事ですか、知識とかお金に関しては次の課題であって、そういう所は行政に期待したいところでもあります。元々、あの様な場所が全域あった所に宅地化された経緯を考えると、元々は里山的に多摩湖なり山なり、色んな物に対してはそういった

部分で、住んではいけない場所としてきっとあったんじゃないかなという気がしており、大切にしていける事に関しては皆さんと同じです。

○会長

ありがとうございます。上手にまとめて頂きました。皆さんのお話しを伺うと、やはり、安全性と昔からの原風景を大切にしたい管理が必要だということですね。その為にはこれまで住んでいた人が馴染んだ風景でもありますので、ボランティアの方も含めて、人との関係を考えていく必要がある。そして、あとは全体として今後あの地域をどう管理していくのかという理由を考えていく必要があります。

今まで携わった方とすり合わせをしながら、具体的な事を考えた方がいいんじゃないかなと思います。時間はかかりますが、そういう風にした方がいいだろうというのが皆さんのご意見のまとめかなと思います。確かに、あそこの森に行ってみると小さな問題はたくさんあります。しかし、まずは、あそこにあの森が残ったという事の意味というのは非常に大きいので、時間がかかっても大事にしながら管理していきたいと思います。前回、清瀬市の萌芽更新している緑地に行きましたが、あれは平坦地のタイプなんですよ。今回の所は斜面地ですから、全く性質が違ふ。しかも、今回の所は北斜面と南斜面が両方あり、しかも、谷戸が真ん中に入っている。地形的にも多様性のある所ですし、1つ1つ考えて、全体の形を整理していく。これはもうすぐにでも進めることができるのでそれを考えながら、その中の一環として地域の原風景を楽しんでいらした方とか、ボランティアの方とかとのすり合わせも出来たらよいと思います。

今日何本か赤いテープ巻いてありましたが、何本かは伐採する時期に余裕がありましたけど、何本かはもっと急ぐ必要があるんじゃないのかというものもありました。現地でも申し上げましたが、木というのは基本的に真っ直ぐ伸びる性質のものです。これは光を求めて葉っぱが栄養分を作るわけですから、なるべく上を向いて葉っぱを広げた方が効率が良いので、真っ直ぐ伸びる。ところが上に別の木があると、枝を曲げて幹を曲げて他の所で光を摂るしかなくなる。そうすると、その重心は、真っ直ぐ伸びている時には真下に重心がありますが、斜めになっていくと、だんだん重心が動いていきます。

幹に腐れが入っていきるとそこから腐って折れる事になります

ので、やはり曲がっている木というのをまずチェックした方がいいです。

上にある木の下になっている曲がっている木、これは負けた木なので、危険性が伴う部分が生じてきます。もちろん、人が行かない所は気にする事は無いんですけど、人が歩く範囲が広いので、それは注意した方がいいと思いました。ですから、マークをしていたもの以外に、もうちょっと道沿いの曲がっている少し小さめのものも考えた方がいいと思いまし

た。

帰りに登る所の右側に植生したシナサワグルミが、なんであそこにあるのかは分からないんですが、あれは根が浅いんです。あれだけ曲がっていますからね、人が通る所だからあれが一番伐採を急いだほうが良い木ではないかと思いました。

○委員

地盤も緩い場所なので、風等でも倒れる可能性が高いでしょうか。

○会長

そうですね。人が歩く所ですから、倒れた場合にどれ位あるかは見ないといけませんが、急いだ方がいいと思います。

○委員

倒れなかったとしたら、民家にも引っかけますか。

○事務局

今お話頂いているシナサワグルミは、墓地の脇の部分なので民家にはかからないんですけれども、通路にはかかりますね。それ以上の墓地の所までは影響ないと思いますが、通路には支障が出るかと思っています。

○委員

相当な巨木ですから、抜根するにはお金もかかりますよね。

○会長

伐採までで、抜根は必要ないと思います。

○事務局

基本的に市が行っているのは伐採までで、抜根はしていません。実際には事業者に発注するという形になるので、今日頂いたご意見を踏まえ、テープを付けた中でも、会長に「これはもう少し様子を見ていい」というようなアドバイスを頂いたのもありますし、「その一本手前のものを先に」というアドバイスも頂きましたので、今年度作業するものを決定していきたいと思っています。ぜひ年度明けの新緑の時期に伐採後の状態を皆さん見て頂いて、検証して頂ければと考えております。

○委員

くどいようですが、危険な木からという事なので、人が歩くところを最優先して頂ければと思います。

○会長

もう一度チェックし直してもいいかもしれませんね。

○事務局

前回ガイドラインを作る時調査した時に樹木の健康度を判定して頂いておりその結果を基に選定させて頂きましたが、改めてチェックをした中で進めていきたいと思えます。

○会長

ありがとうございます。これは提案なんです、将来的に雑木林のコナラを切るという事になってくると思うんですね。それをその後どうするかという事です。清瀬市は切った木を、長さ90センチに切って、無料で市民に持って行ってもらっております。

薪ストーブの方とかもいらっしゃいますので、そういう方がよくもらいに来るらしいんです。せつかくですから、次の更新に経費として役立つ為に志を置いて頂けると有難いのですが、産業廃棄物で出すよりはその方が伐採された木も喜ぶんじゃないかなと思えます。本数が限られますので、今後あの空間をどういう風に使うかによって出る量も違ってくると思うんですけど、そんな事もできるのかという感じがします。

○委員

軽井沢町でも同じ発想で、市民の方に伐採した樹木を無料で配布しております。

市民は無料ですが、市外の方でも結構住んでいる方が多いので、そういう人はわずかな費用ですけど、払わなくてはいけない。その頂いた費用は場所の維持費という事らしいです。伐採の費用まではとても無理なので、そんな事を実際やってらっしゃいますね。

○会長

清瀬市の場合は、配布する日を決めて取りに来てもらっております。今すぐという話ではなく、要するに資源としてもったいないので、今後どうするかなという事なんですけどね。

○事務局

ありがとうございます。市が作業した場合の搬出ですが、再資源化としての活用というのは難しい部分でもあるので、事業者が肥料に使ったり、チップにして活用してる所に搬出しての形です。

○会長

チップにして遊歩道に撒くっていうのもありますね。ただ注意しないといけないのはヤスデが出るんです。そういう問題もありますが、チップというのも確かにありますね。それを歩道に撒くっていうのもあり得ますし、あそこに撒かなくても、他の公園の中に撒くとかもできますね。

○事務局

今日は足元が良かったなと思えますけれども、夏時期はすごく湿ってる感じはありま

す。

○委員

落ち葉もどういう風にして処理するのかということもあります。理想的なのは、どこかで堆肥を希望の方に配布するとか、あるいは、それこそ志のある方には安い値段で利用してもらう。たまたま畑のようなスペースもあるわけですから、そういう1か所を堆肥場にして利用する手もあるのかなと思います。ただ、放射能の関係で落ち葉の利用制限みたいのがまだ、東京都は解除してないんですね。ですので、その辺がどうなのかっていうのが1つあります。その辺がクリアになれば、そういう落ち葉の利用の仕方も考えられるかなと思いました。

○会長

そうですね。落ち葉も考えていかなければいけないですね。

○事務局

堆肥化の件については、まだ自粛という状況が続いています。積み上げてはいますけど、堆肥としての利用は行っていません。

○会長

集めておけば、農家の方が持って行ってくれるということはないですかね。

○事務局

利用用途が無い訳ではないんですが、現状、市内の農家さんは皆さん堆肥を購入されていると聞いています。

○委員

規制があるという事に対して、堆肥購入への補助があると思います。

昔東村山はさつまいもの一大生産地だった。さつまいもの床がまさに落ち葉だったんですね。

○委員

原発事故が起きるまでは、ちろりん村はそれを継続されていたみたいです。苗床を作って、そこにさつまいもの苗を植える。ちろりん村はどちらかというと、文化的な意味合いで昔の生活を残す目的で継続していた部分があったようなんです。

○委員

ゴミが入っていると、土に還らないですもんね。

○事務局

ちろりん村では出来るだけ農薬を使わないという形の中で作物を作っているという所があり、自分達で落ち葉を堆肥化して、肥料として使うという事をしていたのですが、

やはりそういった自粛があり、堆肥を買っております。農家さんが苦勞されている中で、私達が率先して作るというわけにはいかないなので、そこは自粛しています。

このような事が永久的に続くという事ではないと思いますので、そういった利用については常に頭の中に置いておき、利用できるようになった時には取り組むようにしていきたいと思っています。

先程の多摩湖緑地の方針ということですが、皆様のご意見を頂き作り上げた「公共緑地の植生管理のガイドライン」の中で、緑地については現状維持の管理・伐採に維持する管理・手を付けずに保全する管理の3つのタイプがあり、谷戸として原風景を残す保全をしていくためにどのように管理していくのか、どこから手を付けていくのかをこの審議会での事例研究で進めていかねばと思います。これは今日明日で出る議論ではないので、時間かけてまた色々アドバイス頂きながら進めていかねばと思います。

5 その他

○会長

前回委員から希望があつて用意してもらっている資料がありますので、それ簡単に説明してもらえますか。

○事務局

前回、緑地保護区域の施策について、経過の資料等がないと議論できないとのご指摘をいただきましたので、資料2という形でご用意させていただきました。「緑の保護と育成に関する条例」が昭和48年に制定されています。制定当時の条例と規則を今回資料としてお配りさせて頂いています。併せて、その当時の市報も今日お手元にお配りしております。この当時は大々的にPRをし、条例を制定した後、保存樹木や樹林に補助金を出しますという事での登録を呼びかけているという中身であります。条例規則の細かい中身の方は、お時間がある時に見て頂ければと思いますが、昭和48年は高度成長期で、宅地開発が始まっていく中、少しでも市内の緑を残して頂くということで条例が制定され、市内の所有者の方達にご協力頂きながら、指定をさせて頂いたところです。今回は条例制定時のものをお配りさせて頂いておりますが、現行の条例までは何度か改正が行われています。その中で一番大きな改正が平成7年に行われております。条例改正にあたっては議決が必要になりますので、平成7年の9月に議会の本会議で、当時は委員会というものがありませんでしたので、本会議でご議論頂いております。資料2において、平成7年の9月の議会の会議録を抜粋で付けさせて頂いております。その条例改正の中身としては、緑地保護区域の基準を規則で定めさせて頂いておりますが、300㎡以

上で一団のものにあるものとなりました。それまでは緑地保護区域・指定区域というように1000㎡以上のもの、先程市報にはあった保存樹林という2つの区分がありました。

保存樹林については面積要件が無く、そういったものを一本化して、300㎡以上といった形の要件を緩やかにして、出来るだけ皆さんに保全にご協力頂く形にさせて頂いたものとなります。当初は指定期間につきましては、1000㎡以上のものは緑地協定を結ばせて頂き、期間は5年となっていたのですが、それ以外のものが無かったので、平成7年の改正時に、緑地保護区域の指定期間は原則として10年以上とし、それまでより期間が長くなるという形でさせて頂いています。

併せて、前回もお話がありましたが、固定資産税・都市計画税の減免については条例制定当時は、規則の方で定めております。減免するという形で規定をしているものが、平成7年の改正の時に、減免という事項なので、条例の中で明文化されています。また、援助ということについても規則で定めるということで規定を設けており、平成7年当時の規則の中では、援助行為として緑地保護区域については、「周囲柵の設置と修理」「枝落とし」それから「区域内に放棄された粗大ごみの処理」は行政が行うということになっています。そんな中で、ある程度指定の条件を大きくさせて頂いた分、そういった援助の部分の行為についても規則の中で明文化していきました。それまでは予算の定める範囲で行うとなっていたものが、規則で明確に定められた事が平成7年の改正です。しかし、その後、社会情勢の変化ですとか補助の見直しを受けて、平成14年の時には、いわゆる援助としていた「周囲柵の設置と修理」「枝落とし」「区域内放棄された粗大ごみの処理」は基本的に、所有者の方に全てやって頂くという事で全て廃止になりました。

○会長

平成14年ですか。

○事務局

はい。平成14年です。平成13年度に改正していて平成14年4月から施行するという形になっています。緑地として保全をして頂く為に、様々な支援策を設けていたというのが実情です。時代背景もありますけれども、現在、支援策として市が行っているのは、保存樹木については枝落としをする場合に1本当たり2分の1の費用を上限8万円という制限の中で補助をさせて頂くという事と、緑地保護区域については、先程申し上げた通り援助が平成14年に全て廃止になっていますので、現段階では固定資産税・都市計画税の減免というのが唯一の支援策になっているという状況です。

○会長

時間的な経緯をご説明いただき大体理解出来ましたが、今後どうしていくのかというのを考えていかないといけませんね。

保存樹木は枝を落とせば良いという話ではなく、大きくなると根が張って、それを照合して日陰になってしまうので「切ってくれ」と言われて、技術がない人が切ると丸坊主になってしまう。

街路樹一つをとっても保存樹木にしても、木が木として尊厳を保てるような格好で管理をしてほしいですね。街路樹も、昔の建設省が決めた7mに1本街路樹を配置する。あんな大きな木を7mに1本したらどうなるか分かりますよね。

そういう問題もあって、今後は、弱っている木を除いて入れ替えるという事を含めて、また樹種の変更も含めて長い目で街路樹を考えていかないといけないと思います。それはまた、この審議会の範疇になるのかもしれませんが、いつか議論したいですね。他に何かありませんか。

今日は先程まとめましたように、多摩湖緑地に関しては安全性、それから原風景を維持するという事。それから携わっている方、あるいは地域の方の生活空間、そういう事を重視しながら最終的には管理の図面と言いますか、ゾーニングをやっていくと。そういう事を大きく考えながら、それぞれの細かい対応して、全体を動かしていく。これから考えていかななくてはいけないのは、どこから最初に手を付けていくかという事も考えていかなくちやいけない。それはもう危険木っていうのが第一だと思いますけど。それに関してまた進めていければと思います。

○委員

最後の資料に、緑地保護区域の件で前回私の方から「緑地保護区域の減免」それから「地権者の管理の在り方」について意見させて頂き、資料等を頂いたのですが、今日この場での議論というのは難しいかなと思うんです。私の「緑地保護区域に対する減免」等をこの緑化審議会ですべて議論をして頂きたいと思っているんですが、次回でも構わないですし、時間を空けずに、税金を頂いてないというのが現状があり、私の目から見ると地権者の方の管理の在り方と、所管が望んでいる管理の在り方のちょっと温度差があると思います。その辺も皆さんに十分に周知をして理解して頂いて、緑地保護区域が今後どうあるべきか。平成7年それから平成13年ですか、改定を重ねているという事ですが、それから16年経ってるわけですからね。東村山として、これは市の特色として残すべきことも含めて、皆さんと審議していきたいと思います。

○会長

それはまた市の方と調整をして頂くことで良いですか。

○事務局

まずは植生管理としてどうあるべきかという所を皆さんに議論頂いて、ご意見として頂いている税制そのものについては、前回もお答えさせて頂いたしましたが、今すぐ議論するという予定はございません。

まずは市で管理する公共の緑の植生管理をどのように進めていくのがいいのかということを中心に、皆さんにご議論頂きたいと考えていますので、ご理解を頂ければと思います。

○委員

税制面に関してはこの場で議論するべきではないということですか。

○事務局

現段階ではそう考えております。

○委員

やはり緑化審議委員会でご議論頂いて、しかるべき対応っていう認識でここまで来たんで、今の段階で無となると、不安もすごくあります。と言いますのも、現状優遇されている人達の認識があまりにも緩いと思います。

○事務局

緑地保護区域として指定をさせて頂いて、適正に管理されている所につきましては、減免をさせて頂いています。非課税ではなく、減免です。その上で、適正に管理されていない所に関しては、減免率を10分の9という形で10パーセント課税をしています。

○委員

私は、管理をして頂いている人に関しては全くそういう問題ないと思う。お金を頂かなくてもいいと思います。ただ、その出し入れの関係でお互いに緊張感持つには、一旦納めるものは納めて頂く。管理している方には返すというやり方です。

○委員

やはり、地権者の方の役割をきちんとして頂くっていう条件で減免があるわけですから、それを守られてない方に対しては、やはり何らかのペナルティっていうのは必要だと思います。

○会長

ただ1つ、適正に管理されているってどういう事をいうのかというのも整理しとかなないとイケませんね。

○委員

これも地権者の感覚で全く違うんですよ。うちはやっているけど、隣はやってない。隣行くとうちはやっているけど、隣はやってないって言うんですよ。だから、全部任せる事が本当にいいのか。管理は市がお金を頂くなりなんなりして、やはり業者を使うとかそういう風に形を取らないと本当に平等な管理にならないんじゃないかなと思うんですよ。

○会長

手を入れた方が良い所と、入れちゃいけない所もあるのもそうですし、私が前から気になっているのは、税金を目的税でもらっているものを一般会計として入れているっていうのもおかしいかなと。税金を目的税としてもらっているのであれば、それを緑の管理の為に回すという方が納税してもらう人にもいいんじゃないかなと思っております。

○事務局

そもそもが、緑の為にという税ではなく、固定資産税・都市計画税としてありますので。

○会長

固定資産税っていうベースなんですね。

○委員

我々委員会が、税がどうこうまで踏み込む前に、まずは、先程の里山をどう維持するかと一緒に、管理している、してないの基準になる何かを、地権者との協議も必要ですけど、それも踏まえて基準点を我々が出すべきなのかという感じがします。何もなければ何もしなかったら、結局ずっとどうどう廻りで何も決まらないと思います。

○会長

税金をかけるか、かけないのかをここで議論するのは、緑に関してどう管理しているかという事を評価することになるわけですよ。今の体制だと「そうですか」というしかない状況で、私達が議論するところはあまり無いと思います。

○委員

税金云々っていうのが議論の目的ではなくて、東村山の緑の一つであります緑地保護区域の管理をどうするかという中で、税金の話が出てきている訳で、それを誤解されると困る話です。税金を取れと言っている訳ではないので。

○事務局

色んなタイプの要素が含まれている所として、公共緑地である多摩湖緑地を事例研究として皆様にご検討いただき、今後の判断をしていく基準作りに繋がるものなんだという風に考えており、そういった所の中で整理していければという風に思っています。

○委員

私もそう思います。そもそもの入り口をここで協議した上で、その最終の所に今おっしゃっている内容の事を結論付けられれば良いんですが、最初からその所だけを議論していくのはなかなか難しい。税制の専門家もここにはいらっしゃらない訳なので、最初からそこに入ってくるのはちょっと難しいと思います。

○委員

今後地権者さんと協議する際に、1つの見本になる場所に仕上がれば、市としても我々としても胸を張れると思います。

○委員

一定の基準がないと、そこは不公平感が生まれる可能性があるのでは。

○委員

感情論になってもしょうがないです。

○事務局

次回は1月下旬から2月初旬ぐらいで設定させて頂ければと思います。

○会長

それでは、平成29年度第2回東村山市緑化審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

7 閉会